

警察による被害者支援

④ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給しています。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

○ 遺族給付金

亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族

○ 重傷病給付金

療養期間1か月以上、かつ、入院3日以上を要する傷病を負った犯罪被害者本人

○ 障害給付金

後遺障害(障害等級第1級から第4級に該当)が残った犯罪被害者本人

※ 重傷病給付金の傷病がPTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上でかつ、3日以上労務に服することができない程度(医師の診断が必要)で該当します。

※ 申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過したときはできません。

※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

⑤ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により

○ 不慮の死を遂げた日本国民のご遺族に対して「国外犯罪被害弔慰金」

○ 障害が残った日本国民に対して「国外犯罪被害障害見舞金」を支給するものです。

※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。